

平成30年度さが緑の基金国際緑化支援事業募集要綱

1 事業の目的

地球規模の温暖化防止や土砂災害等の防止を図るために、国際ボランティア団体等が行う海外での植樹活動等に対し、緑の募金を活用し次に掲げる緑化活動等に対し支援を行います。

2 事業の実施主体及び活動内容

- (1) 県内に活動拠点（事務局を有する）を持つ県レベルの国際交流団体が、自ら緑の募金支援団体として募金に貢献し、併せて次の事業を行う場合
- ① 海外において、単年度又は継続的に行う緑化事業（造林、植樹、苗木配布等）
 - ② 海外との交流活動（姉妹都市交流事業）の一環として、県内又は海外において単年度又は継続的に行う緑化事業
 - ③ 海外において開催される緑化関連会議、セミナー等への参加又は海外技術指導等
- (2) 県内の青少年が、海外において前項の①～③に係る緑化事業（単年度限り）を行う場合
- (3) 県レベルの国際交流団体が、国際交流を目的に緑化ボランティアとして、県内で緑化事業（単年度に限る）を行う場合

3 支援対象経費

支援の対象となる経費は、事業に直接必要な経費としその内訳及び基準額は下表（1）のとおりとします。ただし、（2）の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合は支援事業の対象外とします。

(1) 対象経費・基準額

対象経費	経費の内容	支援基準額
通信運搬費、保険料	資料郵送に要する通信運搬費、参加者の傷害保険料	1 団体当たり 200千円以内
消耗品費	肥料、燃料費、刈払機替刃、事務用品等の購入費	
原材料費	苗木、支柱、木材、標柱等の資材購入費	
使用料及び賃借料	事業に必要な車両・会議室等の使用料、チェーンソーや刈払機等の賃借料	

注1) チェーンソーや刈払機の賃借料はリース会社等からの借りに限る（個人所有は対象外）

注2) 対象外となる経費…参加者に対する謝金及び旅費等、土地の購入費または借上料、食糧費など。

注3) 予算の都合上、審査において助成対象経費等を調整させていただく場合があります。また、助成金の合計額は千円単位とします（千円未満の端数は切り捨て）。

(2) 支援対象外事業

- ① 営利を目的とするもの
- ② 施設や機器の購入等を目的とするもの
- ③ 事業の内容及び効果が特定の個人や事業者に寄与するもの
- ④ 国又は県の他の補助や他からの委託を受けるもの
- ⑤ 政治又は宗教を目的としたもの
- ⑥ その他、本支援事業の活動内容として不適當の認められるもの

4 募集期間及び応募方法

下記の必要書類を平成30年2月1日（木）～平成30年3月15日（木）までに基金事務局までに持参又は郵送にて1部提出してください（期間内必着）

なお、提出された書類は原則として返却いたしません。

- 助成金交付申請書一式（交付申請書及び収支予算書）
- 事業実施計画書（様式任意）及び事業実施場所の位置図
- その他、団体の概要及び事業実施日程等が確認できる資料

5 審査及び交付の決定

(1) 基金に設置の緑の募金運営協議会において審査し、助成を決定します。

なお、この公募は、当法人の平成30年度予算（2月中旬頃決定）の成立を前提に行っているもので、成立した予算の内容に応じ、事業内容の変更や中止となる場合があります。

(2) 平成30年4月中旬頃に基金事務局から応募者あて郵送にて交付決定を通知します。

6 その他

事業の実施に当たっては、公益財団法人さが緑の基金助成事業実施規程、同実施要領及びこの要綱の定めに基づき実施してください。

7 提出先・お問い合わせ先

公益財団さが緑の基金 事務局（担当：古田、大神）

住所：〒840-8570 佐賀市城内一丁目1-59（佐賀県森林整備課内）

TEL：0952-20-2124 FAX：0952-25-7312

E-mail：midori-jimukyoku001@beach.ocn.ne.jp

URL：<http://www.sagamidorinokikin.com/>（←申請書等の様式をダウンロードできます。）